

---

---

# 計 画

---

---



## 第5章 めざすべき目標

### 5 - 1 基本理念

「海津市総合開発計画」(平成19～28年度)では、まちづくりの基本理念を「連携」を強める、「活力」を高める、「調和」を育む、とし、まちの将来像を「協働が生みだす魅力あふれるまち 海津 ～心のオアシス都市～」と定めています。

「海津市子育て夢プラン」(次世代育成支援後期行動計画)では、この海津市総合開発計画の基本理念・将来像をふまえながら、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちの実現に向けて、次世代育成の基本理念を以下の通り定めます。

#### 基 本 理 念

〔 子どもたちを、子ども時代を、  
誇りに思えるまちづくり 〕

市民が皆、海津市で健やかに育つ子どもたちを誇りに思い、親たちが、豊かな自然や人々のつながりあふれる海津市で子育てをしたことを誇りに思い、成人を迎える子どもたちが、海津市で育ったことを誇りに思うまちづくりを推進します。



## 5 - 2 5つの基本目標

「子どもたちを、子ども時代を、誇りに思えるまちづくり」をめざして、5つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めます。

### 1 みんなで子育てするまち

子育てが母親だけの肩にかかることなく、家庭では家族みんなで子育てするまちをめざします。地域では、誰彼なく子育てを支援し、明日の子育てを担う人材の育成にも力を入れ、いわば社会全体で子育てをするまちをめざします。

### 2 子育てと就労が両立できるまち

きめ細かい保育サービスで、親の保育の負担を軽減し、事業所でも「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフバランス)に対する理解を図り、結婚、出産、子育てと就労が両立できるまちをめざします。

### 3 子育て家庭が支えられるまち

子育てに関する情報提供、相談、交流の機会の充実を図り、子育てに関する不安や悩みの解消を図ります。また、安心して生み、健やかに育てることができるよう、保健・医療サービスの充実を図ります。さらに、どんな障がいでも、しっかり訓練でき、ふつうに生活できる体制を整備していきます。母子・父子家庭に対する支援や子育てにかかる経済的な負担の軽減にも努めていきます。

あらゆる側面から子育て家庭が支えられるまちをめざします。

### 4 生きる力が育まれるまち

就学前教育や学校教育、生涯学習を充実し、郷土への誇りと人を思いやるやさしさをもち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちの育成を図ります。また、子どもたちの権利が最大限尊重され、子どもたちの意見が積極的に採り入れられ、生き生きとした子どもたちであふれるまちをめざします。

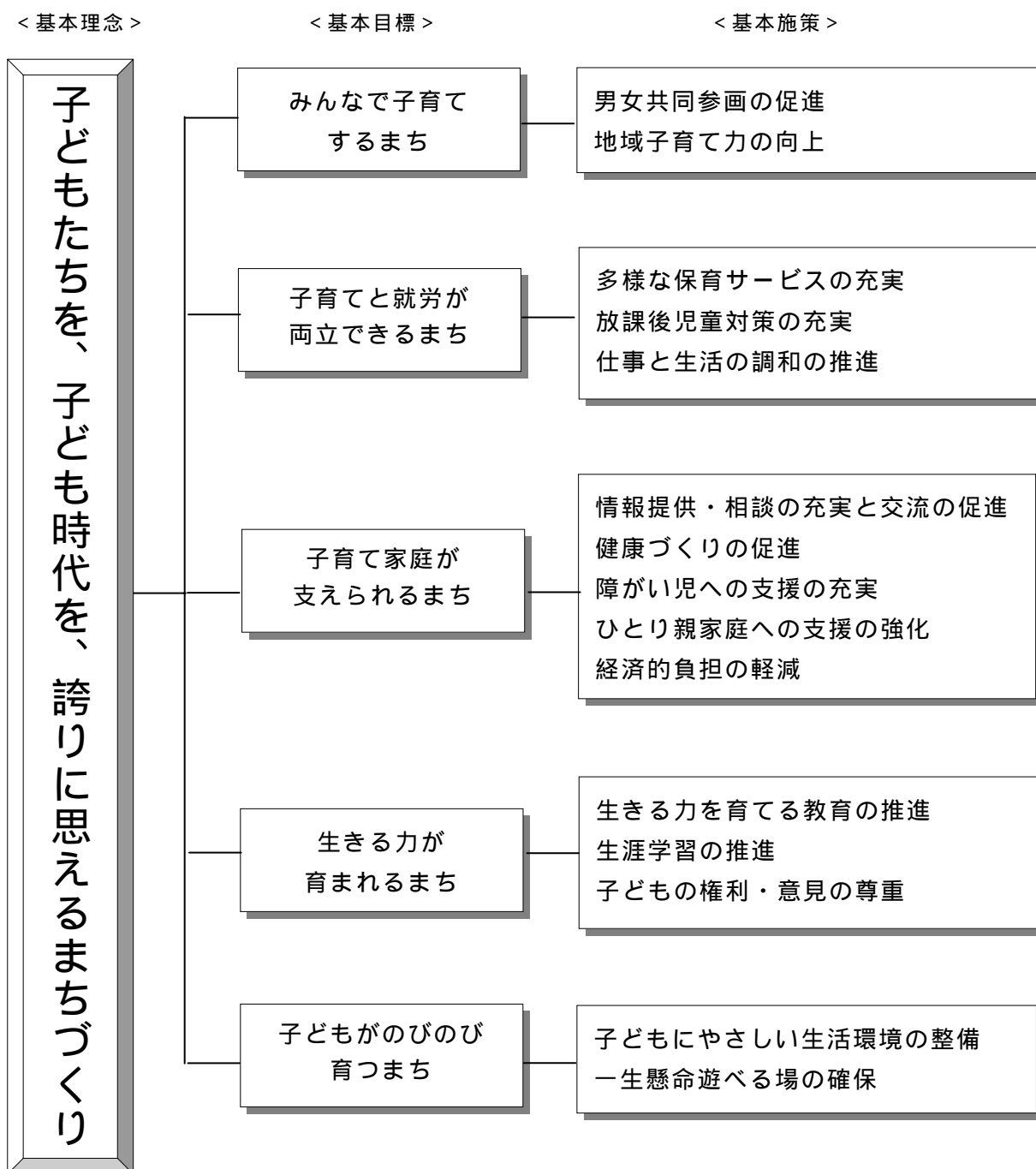
### 5 子どもがのびのび育つまち

子どもたちが、事故や事件にまきこまれることなく、恵まれた自然の中で、いろんなものを道具にしながら一生懸命遊び、のびのび育つまちをめざします。

## 5 - 3 施策の体系

基本理念及び基本目標の達成をめざし、以下の体系に基づき、施策を推進します。

### 施策の体系



## 第6章 基本施策

### 6 - 1 みんなで子育てするまち

#### 1 男女共同参画の促進

##### 現状と課題

子育ての主要な担い手は女性ですが、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、子育て力が低下している現在、もう一人の親である男性が子育てに積極的に参加することが求められています。また、家事や育児に限らず、社会のあらゆる部門で、女性が差別されず、男女が共同で参画し、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。

男女共同参画については、わが国では、昭和60年の「男女雇用機会均等法」の制定と「女子差別撤廃条約」の批准にはじまり、平成11年の「男女共同参画社会基本法」の施行や、「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」の改正、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」の施行(平成16、19年改正)といった動きがあります。

海津市では、平成18年度に「海津市男女共同参画プラン」(平成19～23年度)を策定し、平成20年4月からは海津市男女共同参画推進条例を施行しており、これらに基づき、啓発活動や具体的な対策を進めていく必要があります。

##### 施策目標

男女がいつも、ともに育児や家事を協力して行い、男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍しあえる男女共同参画のまちづくりを推進します。

##### 主要施策1 男性の子育てなどへの参画の促進

男女の固定的な役割分担意識の是正や、社会慣習の解消・改善を啓発し、男女共同参画による子育てを促進します。

| 通番 | 個別施策                | 取り組み内容                                                                                                           | 関係課                     |
|----|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1  | 男性への啓発活動の推進         | 各種広報などを通じ、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに、育児や家事の具体的な方法について、保健指導やサークル活動への支援を通して男性が学習することを促進します。また、男性の子どもに関わる地域活動への参画を促進します。 | 企画政策課・<br>児童福祉課・<br>健康課 |
| 2  | 企業等への啓発活動の推進        | 男性が育児・家事に参加しやすい雇用環境づくりを市内企業等へ積極的に啓発します。                                                                          | 商工観光課・<br>企画政策課         |
| 3  | 子どもに関わる職業への男性の就業の促進 | 男性が、保育士や看護師など、子どもや福祉に関わる職業で活躍する社会の形成を努めます。そのために、学校での福祉教育の推進や、子どもに関わる就業機関における男女共同参画を促進します。                        | 学校教育課・<br>企画政策課         |

## 主要施策 2 社会全体の男女共同参画の促進

男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍し、女性の活力が多様な場で最大限活かされる男女共同参画のまちづくりを推進します。

| 通番 | 個別施策                   | 取り組み内容                                                                            | 関係課                       |
|----|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 4  | 男女共同参画意識の普及促進          | セミナーやフォーラムなど、多様な機会を通じて、男女共同参画の考え方の普及を図ります。また、平成 23 年度に海津市男女共同参画プランの見直しを進めます。      | 企画政策課                     |
| 5  | 男女平等教育の推進              | 学校、幼稚園、保育園などすべての保育・教育施設で、男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さを啓発します。     | 学校教育課・<br>企画政策課・<br>児童福祉課 |
| 6  | 女性の社会参加の促進             | 仕事や生涯学習、趣味などに女性が参加しやすい環境づくりに努めるなど、育児・家事・介護などからのリフレッシュの機会づくりを図ります。                 | 生涯学習課                     |
| 7  | 政策決定への女性の参画の促進         | 組織の政策決定に、家庭や子どもについての視点が豊かな女性の意見を積極的に反映するまちづくりを進めます。                               | 全課                        |
| 8  | ジェンダー意識の軽減の啓発          | 社会的に構築された性差(ジェンダー)の再生産の防止を図るため、各家庭が「男の子だから」「女の子だから」という意識を持たせない子育てを实践するよう、啓発を図ります。 | 学校教育課・<br>児童福祉課           |
| 9  | 配偶者等による暴力の被害者対策の推進(再掲) | 配偶者等による暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)の被害者対策については、県や関係機関と連携しながら、市の福祉事務所で相談などに努めます。           | 児童福祉課                     |

## 2 地域子育て力の向上

### 現状と課題

海津市では、保育園、幼稚園などが公的な子育てサービスを提供するとともに、子ども会やスポーツ少年団から、各種ボランティアなどの活動、近所づきあいに至るまで、市民のあらゆる活動が地域子育て機能を持っています。

家庭の子育て力の低下が顕在化するなか、こうした地域子育て力を維持し、発展させていく取り組みの強化が求められています。そのためには、そうした活動を先導するリーダーの確保・育成を強化することや、企業など、日常、子どもと接することの少ない機関へ積極的な交流を促すことが大切です。そして、海津市での子育てをどうやって進めていったらいいか、医療や福祉、教育などに関わる大学・研究機関の協力も得ながら、市民みんなで考えることや、子どもや子育てに関わる人材を社会に送り出していくことも求められます。

### 施策目標

関心の喚起や、活動の促進、人材の育成などを通して、地域全体の子育て力の向上を図ります。

### 主要施策 1 市民の関心の喚起

子育てに喜びや楽しみが感じられる社会づくりをめざして、子どもや子育て家庭についての社会的関心の喚起を図ります。

| 通番 | 個別施策               | 取り組み内容                                                                                       | 関係課                     |
|----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 10 | プレ子育て世代の子育てへの関心の喚起 | 「10代、20代などプレ子育て世代の子育てへの関心の喚起を図るため、中学校・高校での「赤ちゃんふれあい体験事業」などにより、性やいのち、子育てについて学習する機会や場の提供に努めます。 | 学校教育課・健康課               |
| 11 | 祖父母世代の学習機会の拡大      | 子育て世代と祖父母世代が協力しながらよい子育てをすることができるよう、現在と昔の子育ての違いや共通点、祖父母の育児への関わり方などについて、学習機会の提供に努めます。          | 生涯学習課・学校教育課・児童福祉課・福祉総務課 |

### 主要施策 2 地域子育て機能の強化

保健福祉や生涯学習・スポーツ、まちづくりなど、市内のあらゆる分野の施設や組織が積極的に子どもに関わることを促進し、地域子育て機能の強化を図ります。

| 通番 | 個別施策                | 取り組み内容                                                                                                                | 関係課                   |
|----|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 12 | 「海津市にこにこ子育て支援事業」の推進 | 海津市家庭教育推進協議会による分野横断的な家庭教育・地域子育て支援のプロジェクトである「海津市にこにこ子育て支援事業」の継続的な展開を図ります。「にこにこ子育て相談チーム」による相談機能、「にこにこ子育て応援隊」(ボランティア)による | 生涯学習課・学校教育課・児童福祉課・健康課 |

|    |                        |                                                                                                                                          |                       |
|----|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    |                        | 支援機能、家庭教育学級や「子育て・親育ち講座」などによる学習機能、「子育てサポーターリーダー養成講座」などによる人材育成機能の各機能を強化していきます。                                                             |                       |
| 13 | 保育・教育施設の子育て拠点化の促進      | 市内の保育園や幼稚園、学校をそれぞれの地域における子育て拠点と位置づけ、園児・児童と地域住民との交流や、子育て中の親どうしの交流を促進します。                                                                  | 児童福祉課                 |
| 14 | 子育てマイスターの活用促進          | 県の子育てマイスターセミナー(入門コース・専門コース)や市社協の「子育てサポーターリーダー養成講座」の受講修了者などを海津市の「子育てマイスター」と位置づけ、地域子育て力として活用を図ります。                                         | 児童福祉課・生涯学習課           |
| 15 | 子どもに関わるボランティア・NPO等の活性化 | 市社会福祉協議会などと連携しながら、子どもに関わるボランティア活動・NPO活動の活性化に努めます。                                                                                        | 福祉総務課・健康課・生涯学習課・企画政策課 |
| 16 | 子どもに関わる研究の推進           | 県や大学などの研究機関、医療機関などと連携しながら、海津市での子どもや子育てなどに関する調査・研究を進め、成果の地域への還元に努めます。特に、発達上の問題や特別支援教育、不妊治療・不妊に悩む方への心身のケア、思春期保健など今日的な課題の研究については重点的に取り組みます。 | 児童福祉課・健康課・学校教育課・障害福祉課 |
| 17 | 地域コミュニティでの子育て支援の充実     | 地区社会福祉協議会による地域子育て支援活動を育成することなどにより、地域の協力活動による結びつきを強化し、子どもの見守り体制を維持・強化します。                                                                 | 福祉総務課・企画政策課           |
| 18 | 会員制の子育て相互支援機能の充実       | 高齢者・障がい者支援が中心の会員制互助組織「まごの手クラブ」による子育て支援活動の展開を促進します。「まごの手クラブ」の組織を活用するか、新組織を設立する形で、国の事業メニューである「ファミリーサポートセンター事業」の実施をめざします。                   | 児童福祉課                 |

### 主要施策3 子育てを支援する人材の育成

地域で子どもに関わり、子育てを支援する人材の発掘・育成に努めます。

| 通番 | 個別施策                     | 取り組み内容                                                                                                                                                                                | 関係課               |
|----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 19 | 地域活動の人材の育成・確保            | 「育成会インリーダー研修」や「子育てサポーターリーダー養成講座」などにより、子ども会(育成会)やスポーツ少年団、各種ボランティア団体等のリーダーの育成に努めます。<br>また、県等と連携しながら、平成24年開催の岐阜国体の審判員等競技役員の育成を図るとともに、これらの方々が国体閉会後も継続的にスポーツを通じて地域子育て支援に関わっていくことを促進していきます。 | 生涯学習課・スポーツ課・国体推進課 |
| 20 | 児童・生徒・学生の福祉分野への就業希望の拡大促進 | 明日の子育てを支援する人材の発掘につながる児童・生徒・学生に対して、ボランティア活動への参加の拡大など福祉教育を推進します。また、子どもに携わる進路を希望する生徒・学生に対して、関係機関が連携しながら、適切な相談・指導を図ります。                                                                   | 学校教育課・児童福祉課       |

## 6 - 2 子育てと就労が両立できるまち

### 1 多様な保育サービスの充実

#### 現状と課題

海津市では、全認可保育所で生後1.5カ月からの0歳児保育や7時30分から19時までの長時間・延長保育を、ほぼ全園で一時預かりを実施するなど、大都市部に遜色ない充実したサービス展開を行っています。今後も、多様な保育需要に応じたサービス展開を図っていくことが求められます。

一方、海津市は、海津地域では4歳児から、南濃地域では5歳児から、共働き家庭であっても、幼稚園に通園することを標準的な方式とするとともに、平田地域には幼稚園がないなど、合併前の旧3町の保育・教育制度の統一が課題となっています。この点については、教育総務課を主管課に、市民を交えた「海津市幼児教育・保育検討委員会」が検討を進め、高須幼稚園・高須保育園の一体化、今尾保育園内での幼稚園の設置、石津幼稚園と南部保育園の一体化などを柱とした報告書を平成21年3月に作成しており、その具現化が求められます。

また、保育園での保育内容については、国が示す保育所保育指針が、平成21年4月に改訂されました。これは、保護者の子育て不安の増大や養育力の低下などを背景に、「質の高い養護や教育の機能」など保育園に期待される役割が深化・拡大していることを受けたものです。各保育園では、この新しい保育所保育指針に基づき、保育内容の充実を図っていくことが求められます。

#### 施策目標

多様な保育ニーズに対応したきめ細かいサービスの提供に努めます。

#### 主要施策

##### 1 多様なニーズに対応した保育の拡充

核家族化の進行や、就労形態の多様化に対応できるよう、保育園において、低年齢児保育、延長保育、一時預かりをはじめとする多様な保育サービスの提供に努めます。

| 通番 | 個別施策               | 取り組み内容                                                                   | 関係課   |
|----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| 21 | 低年齢児保育の充実          | 産休明けや育児休業明けの年度途中入園を含め、低年齢児の保育園での受け入れ希望に対し、着実に対応していきます。                   | 児童福祉課 |
| 22 | 延長保育の充実            | 延長保育は全保育園で7時30分から19時まで実施していきます。                                          | 児童福祉課 |
| 23 | 病児・病後児保育の実施        | 市内保育園1カ所において、病児・病後児保育を充実します。                                             | 児童福祉課 |
| 24 | 特定保育・夜間保育・休日保育等の検討 | 保護者の就労形態の多様化による保育需要の高まりに対応するため、特定保育や夜間保育(22時頃まで)、休日保育の実施について将来的な検討を進めます。 | 児童福祉課 |

|    |          |                                                                                                                                                    |       |
|----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 25 | 一時預かりの充実 | 保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に未就園児童を預かる制度である一時預かり制度の充実に努めます。また、児童養護施設でのショートステイ(宿泊型の一時預かり)の利用を促進するとともに、夜間帯(22 時頃まで)の一時預かり(トワイライトステイ)の実施について将来的な検討を進めます。 | 児童福祉課 |
|----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

## 2 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質の向上、保育施設の整備などにより、保育内容の向上を図ります。また、市内の就学前児童が同じシステムの幼児教育・保育が受けられるよう、保育・教育の一体化を進めます。

| 通番 | 個別施策             | 取り組み内容                                                                                                                                                                                                                                       | 関係課                     |
|----|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 26 | きめ細かい保育の推進       | 新しい保育所保育指針に基づき、一人一人の発達状況や個性に応じた保育を推進します。多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供するとともに、地域住民との交流など、開かれた保育園づくりを促進します。                                                                                                                                      | 児童福祉課                   |
| 27 | 保育士の資質の向上        | 各種研修や交流機会などを充実し、保育士の資質の向上を図ります。                                                                                                                                                                                                              | 児童福祉課                   |
| 28 | 食育の推進<br>(再掲)    | 食育については、保健分野、保育園、幼稚園、小中学校のそれぞれにおいて、食生活改善推進員などの協力も得ながら、離乳期から学齢期まで、子どもの発達段階に応じたきめ細かな推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、「食の学習」に努めます。                                                                                              | 健康課・<br>児童福祉課・<br>学校教育課 |
| 29 | 幼保一体化の推進<br>(再掲) | 保育・教育の一体化をめざし、4・5歳児には8時30分から14時まで幼児教育を提供し、0～5歳児の共働き家庭の児童には保育サービスとして朝夕の延長保育を提供していきます。そのために、高須幼稚園・高須保育園の一体化、今尾保育園内での幼稚園(短時間保育部)の設置、石津幼稚園と南部保育園の一体化、海西保育園・西島保育園ならびに私立保育園での「新しい保育所保育指針」に基づく幼児教育を進めます。また、これらの推進状況をみながら、下多度幼稚園・城山幼稚園のあり方を検討していきます。 | 教育総務課・<br>児童福祉課         |
| 30 | 保育環境の維持・充実       | 海西保育園の耐震改修を進めるとともに、幼保一体化に伴う一体化施設の施設・設備の充実を図ります。                                                                                                                                                                                              | 児童福祉課                   |

### 3 多様な保育機能の活用

認可保育所のサービスを補完する貴重な役割を担う認可外保育施設や「家庭的保育」(保育ママ)、その他住民参加型の保育サービスの充実を促進します。

| 通番 | 個別施策            | 取り組み内容                                                                                         | 関係課   |
|----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 31 | 認可外保育施設の充実促進    | 事業所内保育施設などの認可外保育施設については、保育内容の充実のための助言や指導に努めます。                                                 | 児童福祉課 |
| 32 | 住民参加型の保育サービスの活用 | 「グランママ」のような「家庭的保育」や、NPO法人「まごの手クラブ」のような住民参加型在宅福祉サービスなどは、多様なニーズに応えるための保育資源として、市民への周知や活用の促進を図ります。 | 児童福祉課 |

## 2 放課後児童対策の充実

### 現状と課題

海津市では、放課後児童対策として、留守家庭児童教室を実施しており、放課後に子どもをみてもらえる親族や知人がいない共働き家庭の増加に伴い、利用児童が急増しています。今後は、少子化による児童数の減少から、利用児童数は横ばいから微減傾向で推移するものと予測されますが、現在実施している教室の安定した運営が求められます。4年生以上の児童など対象年齢の拡充をしていくことも課題です。

### 施策目標

子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童対策の充実に努めます。

### 主要施策

#### 放課後児童対策の充実

多様なニーズに対応した放課後児童対策の展開に努めます。

| 通番 | 個別施策                  | 取り組み内容                                                       | 関係課   |
|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 33 | 留守家庭児童教室(放課後児童クラブ)の充実 | 4年生以上の児童を受け入れるなど、ニーズに応じたサービス内容の充実に努めます。休日の受け入れについても検討していきます。 | 児童福祉課 |
| 34 | 障がい児の放課後対策の推進         | 障がいのある小中高生の放課後対策事業である「障がい児タイムケア事業」を推進します。                    | 障害福祉課 |

### 3 仕事と生活の調和の推進

#### 現状と課題

平成 19 年 12 月、国により「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフバランス)についての憲章と行動指針が決定されました。

「仕事と生活の調和」とは、仕事も生活も大切にすることで、どちらかを犠牲にする場合よりも、仕事の質、生活の質の両方をより高めることをめざす取り組みです。育児・子育て期の母親の就業への支援や、子育てに充分に関われない働き方の改善だけでなく、非正規雇用で生活が安定しないために結婚、出産ができないことをなくすといったことも含む概念です。

時短などの労働条件の改善や手厚い子育て支援制度によって、勤労意欲や業務効率の向上につながることはよく知られています。また、出産・育児のために退職した女性の能力の再活用は、人口減少時代に活力ある地域を維持していくために不可欠です。

企業経営は景気動向に大きく左右されますが、企業経営を安定継続させ、地域を活性化していくためには、「仕事と生活の調和」を希求していくことが不可欠であるという認識を共有していくことが求められます。

具体的な雇用政策は、主に、国・県が担っており、海津市が行えることは、企業等への制度の周知や意識の啓発、市自らが率先して実践することです。国の憲章・行動指針が出された今、未来への投資として、市民、事業所、行政が協働で「仕事と生活の調和」に集中的に取り組んでいくことが求められます。

#### 施策目標

「仕事の質」と、「生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。

#### 主要施策

##### 1 市内事業所の取り組みの促進

子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発に努めます。

| 通番 | 個別施策           | 取り組み内容                                                                                     | 関係課   |
|----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 35 | 一般事業主行動計画の策定促進 | 市内事業所の一般事業主行動計画の策定を促進していきます。                                                               | 商工観光課 |
| 36 | 育児休業制度の普及・定着   | 広報などさまざまな媒体を活用して、育児休業制度の普及・定着を図ります。「パパ・ママ育休プラス」など、最新の動向の周知に努めます。                           | 商工観光課 |
| 37 | 労働条件改善の促進      | 「働き方の見直し」により「仕事と生活の調和」を実現できるよう、「早く家庭に帰る日」の普及等による「時間外勤務の制限」や、有給休暇の取得、フレックスタイム制度などの導入、働く女性の母 | 商工観光課 |

|    |                    |                                                                                                               |                 |
|----|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|    |                    | 性の保護、健康管理の徹底などについて、事業主等への啓発を図ります。                                                                             |                 |
| 38 | 女性の再雇用についての事業所への啓発 | 出産や育児等により退職した女性の再雇用についての事業所への啓発に努めます。                                                                         | 商工観光課           |
| 39 | 事業所での子育てを応援する気運の醸成 | 市内事業所が、法定基準を上回る福利厚生の一環として、行うことを「ファミリー・フレンドリー企業表彰」などで国・県とともに支援していきます。また、子育て家庭を買い物ポイントなどで支援する「ぎふっ子カード」の普及に努めます。 | 商工観光課・<br>児童福祉課 |
| 40 | 企業誘致の促進            | 若者層の定住の拡大を図るため、企業誘致に努めます。                                                                                     | 商工観光課           |

## 2 市民の就業・キャリアアップへの支援

出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援に努めるとともに、無職・非正規雇用で生活が安定しない市民の就職や正規就労化、キャリアアップを促進していきます。

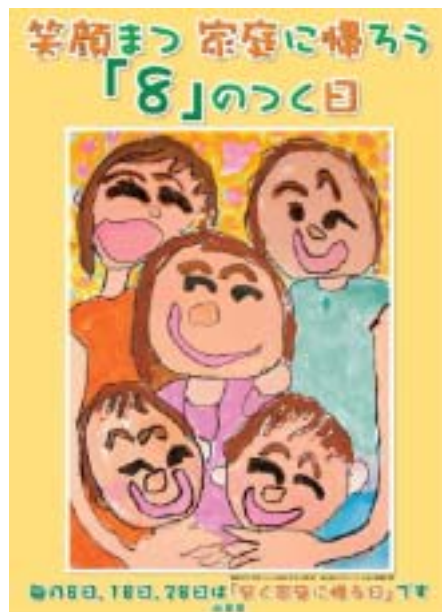
| 通番 | 個別施策              | 取り組み内容                                                                                                       | 関係課             |
|----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 41 | 女性の再就職への支援の強化     | 出産や育児等により退職した女性が再就職しやすいよう、ハローワークなどでの相談や情報提供の充実を促進するとともに、再就職支援セミナーの受講支援などにより、再就職や起業などに向けた知識・技術等の習得機会の拡大を図ります。 | 商工観光課・<br>児童福祉課 |
| 42 | 経済的自立が可能なくみづくりの促進 | 国・県・経済団体等とともに、雇用の安定に努めるとともに、非正規就労者と正規就労者の賃金格差やキャリアアップ機会の格差などを是正するしくみづくりを促進します。                               | 商工観光課           |

## 3 行政の率先行動の実施

海津市役所が、率先して、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフバランス)に取り組めます。

| 通番 | 個別施策         | 取り組み内容                                              | 関係課 |
|----|--------------|-----------------------------------------------------|-----|
| 43 | 特定事業主行動計画の推進 | 男性の育児休業の取得、「早く家庭に帰る日」の実践など、海津市特定事業主行動計画の適切な推進を図ります。 | 総務課 |

【参考】標語「笑顔まつ 家庭に帰ろう 「8」のつく日」  
金子真季さん（海津市の小学5年生）の作品



## 6 - 3 子育て家庭が支えられるまち

### 1 情報提供・相談の充実と交流の促進

#### 現状と課題

核家族化や少子化の影響により、子育てに関する情報が得られにくい、育児不安がつつの状況にあります。特に、遠方からの転勤者などで、親や親戚による介助や支援が受けにくい場合は不安が一層大きくなります。

こうした背景の中、海津市では、「子育て応援ガイド」「幼児教育通信講座」「にこにこ子育て通信」等の配布や市報・ホームページなどによる情報提供、福祉・保健・教育各セクションによる相談、地域子育て支援センター事業などによる交流促進を行っています。

今後もこうした取り組みを一層充実するとともに、それらを多様な媒体により積極的に広報し、子育ての輪を広げていくことが求められています。

#### 施策目標

個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、保護者同士の交流や相互の助け合いを促進し、悩みや不安の軽減、解消を図ります。

#### 主要施策

##### 1 情報提供体制の充実

子どもや子育てに関わるイベント、行政サービスなどを多様な媒体で積極的に情報提供し、初産の家庭や転居まもない家庭など、すべての家庭が情報不足にならない体制づくりに努めます。

| 通番 | 個別施策                | 取り組み内容                                                                                              | 関係課             |
|----|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 44 | 広報紙等の充実             | 子育て家庭への情報提供だけでなく、一般市民への積極的な情報提供により、市民と子どもとの交流活動への参加を促進するため、市広報や社協だよりなどへの子どもに関する情報の掲載を強化します。         | 秘書広報課           |
| 45 | 暮らしのカレンダーの充実        | 暮らしのカレンダーは、保健予防事業の最も基本的な情報媒体として、内容の充実に努めます。                                                         | 健康課             |
| 46 | 子育て情報誌・パンフレット等の活用促進 | 児童福祉課や子育て支援センター、子ども支援センター・家庭教育推進協議会(生涯学習課)、健康課など子育てに関わる諸機関で積極的に子育て情報誌やパンフレット等を作成し、可能な限り多くの場所で配布します。 | 児童福祉課・生涯学習課・健康課 |
| 47 | ホームページの活用           | 市や子育て関係機関のホームページについては、子育て情報の充実を図るとともに、子育て交流の1つの媒体として市民の活用や参画を促進します。                                 | 全課              |

|    |              |                                                                                                |             |
|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 48 | 子育てガイドブックの作成 | 子育て支援施策や、子育てに関わる施設等を総合的に紹介した「海津市子育て支援ガイド」を定期的に作成し、母子保健推進員等の協力を得ながら、子育てに携わる市民や転入者に配布し、活用を促進します。 | 児童福祉課・健康課   |
| 49 | 住民の情報発信の支援   | 子育て情報誌の発行や子育てマップの作成、インターネットホームページの作成など、子育てサークルやボランティアなど住民による自主的な情報発信を支援します。                    | 児童福祉課・企画政策課 |

## 2 相談体制の充実

専門的なものからちょっとした相談まで、子どもや子育てに関するあらゆる相談を受け、迅速・適切に対処できる体制づくりに努めます。相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

| 通番 | 個別施策                   | 取り組み内容                                                                                                                                  | 関係課                   |
|----|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 50 | 相談サービスの一元的な周知          | 各種相談サービスは、多様な主体により専門化されて提供されるため、市民にわかりやすく、対象や内容、日時などが一元的に紹介された一覧表を作成し、多様な情報媒体で積極的に広報して周知を図ります。                                          | 児童福祉課                 |
| 51 | 相談コーディネート機能の強化         | 市役所南濃庁舎(児童福祉課・生涯学習課・健康課)を、子どもや子育てに関わる相談コーディネートの拠点と位置づけ、ここに子育て相談チームを中心に、ニーズの発掘・受け止めから、適切な解決策の検討・回答、サービス提供機関へのつなぎに至るまでの取り組みをトータルに行っていきます。 | 児童福祉課・生涯学習課・健康課       |
| 52 | 療育・発達相談体制の充実           | 療育・発達相談は、親の不安を少しでもなくし、適切な訓練・指導に結びつくような相談の実施に努めます。平成24年度からは、現総合福祉会館「ひまわり」内に、海津市発達支援センター(仮称)を設置し、専門職による療育・発達相談体制を強化します。                   | 健康課・学校教育課・障害福祉課・児童福祉課 |
| 53 | いじめ・不登校などの相談体制の充実      | 各保育園・幼稚園・小中学校など子どもが通園・通学するあらゆる機関や、子ども会・スポーツ少年団などあらゆる任意団体と、日常からの連絡を深め、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応するよう努めます。                                     | 学校教育課・児童福祉課           |
| 54 | 児童虐待の相談体制の強化           | 要保護児童対策地域協議会の構成機関(西濃子ども相談センター、警察、主任児童委員等)などと連携しながら、児童虐待に関する相談への迅速・的確な対応に努めます。                                                           | 児童福祉課                 |
| 55 | 民生・児童委員、主任児童委員の相談体制の強化 | 市民が民生・児童委員や主任児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、資質向上や、地域への積極的な関わりを促進します。                                                                               | 福祉総務課                 |
| 56 | 相談内容のプライバシーの保護と共有化     | 各機関での相談内容の守秘義務を厳守し、市民のプライバシーを最大限尊重します。一方、プライバシーを侵害しない範囲で、各機関が情報の引き継ぎを的確に行い、相談体制の強化につなげます。                                               | 児童福祉課・学校教育課           |
| 57 | 各相談員の研修の充実             | 相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、相談員の研修の充実を図り、資質の向上に努めます。                                                                   | 児童福祉課・学校教育課           |

### 3 子育て交流の促進

子育て中の市民が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、家庭や地域の中で孤立することがないように、相互に交流・情報交換できる機会の充実に努めます。

| 通番 | 個別施策             | 取り組み内容                                                                                    | 関係課                     |
|----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 58 | 交流機会の一元的な周知      | 各種交流事業は、多様な主体により提供されるため、市民にわかりやすく、対象や内容、日時などが一元的に紹介された一覧表を作成し、多様な情報媒体で積極的に広報して周知を図ります。    | 児童福祉課                   |
| 59 | 子育て各時期での交流機会の充実  | 妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学齢期など、子育て各時期の親子が、同じような世代の親子と交流が図れるよう、子どもや子育てに関する講座やイベントの充実を図ります。          | 児童福祉課・健康課・生涯学習課         |
| 60 | 乳幼児と親の多様な社会参加の促進 | 生涯学習講座・イベントに託児サービスが完備したものを増やす、親子で参加できる内容のものを増やすなど、小さな子ども連れでも社会参加しやすいまちづくりを進めます。           | 生涯学習課                   |
| 61 | 自主グループの育成        | 親同士の交流、育児不安の解消の場を親が主体的に作っていくことにより、よりよい親子関係が保たれるよう、活動場所の提供、支援講座の充実などにより、子育て自主グループの育成を図ります。 | 生涯学習課・児童福祉課             |
| 62 | 交流する施設の充実        | 既存の公共施設や地域子育て支援センター、公園など、子育て交流の場の施設・設備の充実を図ります。また、学校や幼稚園、保育園などの地域開放を積極的に進めます。             | 都市計画課・学校教育課・児童福祉課・生涯学習課 |

## 2 健康づくりの促進

### 現状と課題

海津市では、妊娠期から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を基本に、離乳食学級、1歳児・2歳児に対する教室または相談、歯科の健診や相談、訪問指導、予防接種など、きめの細かい事業展開に努めるとともに、健診後のアフターケアと、早期療育につながる取り組みを進めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の指導を充実するとともに、子育て不安の解消にむけた仲間づくりや学習の場の提供により、育児力を高めていくことが求められます。

小児・産婦人科医療については、一次医療としての市内診療所と、二次・三次医療としての大垣市民病院という体制になっています。大垣市民病院は、小児救急医療拠点病院として、日直・当直の小児科医が24時間診療を受け持つほか、木・土・日曜には小児初期救急センターとして小児夜間救急室を開設しています。また、地域周産期母子医療センターとしてNICU（新生児特定集中治療室）を15床持ち、岐阜県の周産期医療体制のなかでハイリスク出産を引き受ける三次医療機関としての役割を担っています。

小児・産婦人科医療の充実は、アンケート調査でも重視すべき施策のトップにあげられています。その一方で、小児・産婦人科医師の不足は全国的に深刻です。小児専門医以外の他の診療科医師への小児科研修などによるマンパワーの充実や、リスクの高い妊婦が安心して出産できる周産期医療体制の確保を県などに求めていくことが重要です。また、限られた医療資源を十分に生かすために、症状に応じた一次・二次・三次医療機関の適切な利用を市民に働きかけていくことも重要です。

また、医療・保健・福祉・教育の各部門が連携しながら、不妊に対する支援の強化、思春期の健康づくりなどを促進していく必要があります。

### 施策目標

保健・医療の充実により、子どもと親の健康を支えます。

### 主要施策

#### 1 保健サービスの充実

安心して妊娠・出産し、母子が生涯にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの促進に努めます。

| 通番 | 個別施策       | 取り組み内容                                                                                                           | 関係課                               |
|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 63 | 母子保健の知識の普及 | 母子健康手帳の交付、啓発冊子の配布等により母子保健の知識の普及に努めます。                                                                            | 健康課                               |
| 64 | 健康診査の充実    | 妊婦・乳幼児健康診査、学校健診を充実し、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成につなげるとともに、母親の交流拡大による孤立防止を図ります。特に、発達上気になる児童を的確に把握するための診査・指導体制の強化に努めます。 | 健康課・<br>学校教育課・<br>障害福祉課・<br>児童福祉課 |

|    |                    |                                                                                                                                                 |                         |
|----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 65 | 母子保健講座の充実          | 妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康づくりや授乳・食事などについての正しい知識を得て、健康づくりの取り組みを実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。                                                      | 健康課                     |
| 66 | 家庭訪問の充実            | 保健師訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業・育児支援家庭訪問事業により、新生児や健康診査の要指導者、子育て不安のある両親などへの保健師や保育士、母子保健推進員などによる家庭訪問を実施し、母子の健全育成につながるよう努めます。                                  | 健康課・<br>児童福祉課           |
| 67 | 健康相談の充実            | 専門職員の体制強化や、他の専門機関との連携強化などにより、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談の充実に努めます。                                                                                          | 健康課                     |
| 68 | 歯科保健の充実            | 各種母子保健事業実施時の歯科保健指導の充実に努めるとともに、フッ素・サホライド塗布事業の推進を図ります。                                                                                            | 健康課                     |
| 28 | 食育の推進<br>(再掲)      | 食育については、保健分野、保育園、幼稚園、小中学校のそれぞれにおいて、食生活改善推進員などの協力も得ながら、離乳期から学齢期まで、子どもの発達段階に応じたきめ細かな推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、「食の学習」に努めます。 | 健康課・<br>児童福祉課・<br>学校教育課 |
| 69 | 事故防止の啓発の強化         | 各種母子保健事業実施時などにおいて、乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)への対策など、事故防止に関する啓発を図ります。                                                           | 健康課                     |
| 70 | 予防接種の促進            | 乳幼児・児童の感染症を予防するため、法定予防接種の適切な接種を促進していきます。子どもたちや保護者への予防接種の正しい知識の普及を図り、接種率の向上に努めます。                                                                | 健康課・<br>学校教育課           |
| 71 | 小児生活習慣病等の<br>予防の推進 | 小児生活習慣病の予防に向け、母子保健・学校保健分野が連携しながら、親子への生活習慣の指導など、対策を進めます。                                                                                         | 健康課・<br>学校教育課           |
| 72 | 保健衛生の向上            | 保健所などとの連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症や0-157などの食中毒などに対する衛生対策を推進します。                                                                                       | 健康課・<br>学校教育課           |
| 73 | 思春期保健の強化           | 母子保健分野と学校保健分野が連携しながら、母性の健康管理についての教育や、性感染症、喫煙・飲酒・薬物対策など、思春期保健の強化を図ります。                                                                           | 学校教育課・<br>健康課           |

## 2 医療サービスの充実

母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

| 通番 | 個別施策                  | 取り組み内容                                                           | 関係課          |
|----|-----------------------|------------------------------------------------------------------|--------------|
| 74 | 不妊医療・周産期医療<br>体制の充実促進 | 安心して出産できるよう、県における不妊医療、周産期医療の充実を要請していきます。                         | 健康課          |
| 75 | 小児医療体制の充実<br>促進       | 身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国・県など関係機関に要請していきます。          | 健康課          |
| 76 | 小児救急医療の充実             | 子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実とそれぞれのネットワークの強化を関係機関に要請していきます。 | 健康課・<br>消防本部 |

### 3 障がい児への支援の充実

#### 現状と課題

海津市では、障がいや発達上気になることがある子どもたちに対して、療育・発達支援、障がい児保育・特別支援教育、福祉サービスの提供など、各種支援に努めています。

療育・発達支援の面では、乳幼児健診などで障がいや発達の遅れなどを早期に発見し、児童デイサービス（まつぼっくり園、オーロラ園、ささゆり園）の利用につなげるとともに、必要に応じて希望が丘学園（岐阜市）などの専門療育施設を紹介しています。適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、その子のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられることから、今度も引き続き充実していくことが求められます。

障がい児保育・特別支援教育の面では、保育園、幼稚園、小中学校などで、可能な限り障がい児や発達の気になる児童を受け入れ、一人一人に「個別の支援計画」を作成し、教育・指導や生活支援などをチームで取り組んでいます。各保育園、幼稚園、小中学校では、特別支援教育コーディネーターを配置し、専門機関である海津特別支援学校等の支援・協力を受けながら、特別支援学級等の適切な運営に努めています。今後もこうした取り組みを一層推進していくことが求められます。

福祉サービスでは、社会福祉協議会や障害者自立支援法の相談支援事業所などとの連携のもと、各種経済的支援や、障がい福祉団体やボランティアの育成などを図っています。今後も、障がい児が成人し、様々な人に支えられながら自立して生活していける環境づくりに努める必要があります。

また、育児を行っている障がい者に対して、各種支援の強化を図り、育児を支援していくことが必要です。

#### 施策目標

障がい児や発達の気になる児童、障がいのある育児者への総合的な支援に努めます。

#### 主要施策

##### 1 療育体制の強化

障がいや発達の遅れなどの早期発見、早期療育に努めます。

| 通番 | 個別施策                 | 取り組み内容                                                                                                                                                                        | 関係課                   |
|----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 77 | 障がい・発達の遅れ等の早期発見・早期療育 | 乳幼児健診などで、障がい・発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、親の理解を促進し、児童デイサービス等につなげます。                                                                                                                    | 障害福祉課・健康課             |
| 78 | 発達障がい児に対する包括的な支援の推進  | 近年、増加する発達障がい児とその保護者に対して、包括的な支援を行うため、臨床心理士をはじめとする福祉・保健・教育の各専門職が常駐する「海津市発達支援センター」（仮称）を平成24年度から現総合福祉会館「ひまわり」に開設します。<br>地域子育て支援センターを併設して、広くすべての就学前児童を対象とした子育て支援拠点とするとともに、海津市発達支援セ | 障害福祉課・健康課・児童福祉課・学校教育課 |

|    |             |                                                                            |       |
|----|-------------|----------------------------------------------------------------------------|-------|
|    |             | ンター（仮称）の専門療育機能を高めていきます。また、常設相談機能のほか、地域の保育園・幼稚園・小中学校への出前型の療育事業も展開していきます。    |       |
| 79 | 各療育機関の充実の促進 | 各療育機関の療育メニューの充実や、指導員の知識・技術・資質の向上などを促進します。また、これら療育機関と、市の各セクションとの連携の強化に努めます。 | 障害福祉課 |

## 2 保育・教育の充実

地域の保育・教育施設で障がいのある子を積極的に受け入れ、充実した保育・教育を進めます。

| 通番 | 個別施策      | 取り組み内容                                                                                                                   | 関係課         |
|----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 80 | 特別支援教育の充実 | 各幼稚園・小中学校で障がい児や発達上気になる児童を受け入れ、児童一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、教育内容・技術の研修、特別支援教育アシスタント等の補助員の人員の充実、施設の充実などに努めます。 | 障害福祉課・学校教育課 |
| 81 | 障がい児保育の充実 | 各保育園で障がい児や発達上気になる乳幼児を受け入れ、乳幼児一人一人のニーズに応じた適切な支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、保育・教育内容・技術の研修、職員など人員の充実、施設の充実などに努めます。                     | 児童福祉課       |

## 3 生活支援の充実

障がいのある子や育児者が在宅で安心して暮らし続けられるよう支援を強化します。

| 通番 | 個別施策        | 取り組み内容                                                                              | 関係課   |
|----|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 82 | 経済的な支援の活用促進 | 福祉医療費助成や、障害児福祉手当、特別児童扶養手当など、各種経済的支援制度の周知と活用を促進します。                                  | 障害福祉課 |
| 83 | 在宅生活の支援の強化  | 障害のある子や育児者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実と活用促進に努めます。また、障がいのある子を持つ親の会や障がい児を支援する各種ボランティアの育成に努めます。 | 障害福祉課 |

## 4 ひとり親家庭への支援の強化

### 現状と課題

母子・父子家庭は社会経済的に不安定な立場となり、育児に限らず、就業や家事など多くの問題を抱えている世帯も少なくありません。

母子福祉資金の貸付、児童扶養手当や父子手当の支給などの経済的支援とともに、保育園や放課後児童対策など、母親や父親が安心して働ける環境づくりや、相談体制の充実、世帯相互の連携、協力体制づくりを進める必要があります。

### 施策目標

ひとり親家庭への支援体制の充実に努めます。

### 主要施策

ひとり親家庭への支援の強化

ひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のために相談や援助体制の充実に努めます。

| 通番 | 個別施策              | 取り組み内容                                                                                                               | 関係課                     |
|----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 84 | ひとり親家庭相談の充実       | ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため、母子自立支援員や民生・児童委員などと連携し、きめ細かい相談を実施していきます。                                                       | 児童福祉課                   |
| 85 | 経済的支援の強化          | 母子父子医療費助成、児童扶養手当、父子手当、交通遺児激励金、母子福祉資金貸付など、ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度の利用を促進します。更に、父子家庭に対する制度の充実を含め、国・県に対して、制度の一層の充実を要望していきます。 | 児童福祉課・<br>障害福祉課・<br>総務課 |
| 86 | 自立支援と就労の促進        | ひとり親家庭の自立支援・就労促進を図るため、母子自立支援員の協力を得ながらひとり親家庭支援講習会を開催するとともに、海津市母子家庭自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費支給の活用を促進していきます。                | 児童福祉課                   |
| 87 | 里親制度の普及促進<br>(再掲) | 子ども相談センターや乳児院・児童養護施設などと連携しながら、児童の適切な保護と健全育成に寄与する里親制度の普及を促進します。また、市社会福祉協議会による一日里親事業の充実を促進します。                         | 児童福祉課                   |

## 5 経済的負担の軽減

### 現状と課題

近年の景気悪化の影響もあり、子育ての経済的支援の充実を求めるニーズは、前期計画策定時より大幅に増加しています。

この間、児童手当の段階的拡充をはじめ、子育て応援特別手当や、育児休業給付の拡充、妊婦健診の公費負担の拡充、出産育児一時金の拡充などが実施されてきました。

また、海津市においても、平成20年4月より、乳幼児等医療費助成を拡充（入院を小学6年生までから中学3年生までに。外来を小学3年生までから6年生までに）するなど、子育て家庭の経済的負担の抑制に努めてきました。

国では、現在、「配偶者控除」等を財源とする「子ども手当」（中学3年生まで月額2.6万円）の創設、~~5歳児教育の無償化と漸進的な無償年齢引き下げ~~、公立高校授業料の無料化と私立高校授業料補助（年間12～24万円）などの政策が検討されており、これらの円滑な実行とその地方負担に対する適切な財政措置を要請していくことが求められます。

また、地方分権時代の中、海津市においても、子育て家庭のニーズに沿った単独施策を企画・立案し、実行していくことが求められます。

### 施策目標

子育ての経済的負担の軽減に努めます。

### 主要施策

#### 経済的負担の軽減

諸制度の活用や独自企画、運営の効率化、国等への要望などにより、子育て家庭の負担の軽減に努めます。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

| 通番 | 個別施策               | 取り組み内容                                                            | 関係課                   |
|----|--------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 88 | 保育料等の負担の適正な負担      | 保育園や幼稚園の保育料、小中学校を含めた教材費、給食費などは、適切な負担となるよう努めます。                    | 児童福祉課・学校教育課           |
| 89 | 各種制度の周知の促進         | 子ども手当、乳幼児等医療費助成など、既存の各種経済的支援制度の利用を促進するため、広報やパンフレットなどを活用し、周知に努めます。 | 児童福祉課・障害福祉課・健康課・商工観光課 |
| 90 | 効果的な経済的支援の企画・立案・実行 | 国・県の新たな政策動向をふまえつつ、市民ニーズに沿った市独自の経済的支援策について、適宜、企画・立案・実行していきます。      | 財政課・税務課・企画政策課・児童福祉課   |

## 6 - 4 生きる力が育まれるまち

### 1 生きる力を育てる教育の推進

#### 現状と課題

平成 18 年、教育基本法が改正されました。昭和 22 年の施行後、一度も改正されなかった旧法が、戦前の全体主義に対する反省から「個」を重視しすぎており、現代社会において必要な「公共」、「社会の中での個人」という視点が薄いという認識のもとでの改正です。道徳教育や愛国心の法律への明記などをめぐっては国民的論争もまきおりましたが、海津市民、海津市政としては、同法や同法に基づき翌年改定された学校教育法、平成 20 年に国が策定した「教育振興基本計画」、さらに平成 21 年 4 月から実施されている幼稚園の新教育要領、一部実施されている小・中学校・特別支援学校の「新しい学習指導要領」(小学校は平成 23 年度に、中学校は平成 24 年度に完全実施)に基づき、子どもたちに適切な教育を推進していくことが求められます。

具体的には、平成 14 年の学習指導要領改訂で導入された「ゆとり教育」による教育時間・内容の「厳選」は、理念は重要であるものの学力低下傾向を招いたとして見直されました。また、「生きる力を育む教育」という考え方は引き継がれ、「生きる力」の基礎となる言語活動の充実などがうたわれています。新しい幼稚園教育要領、学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上や学習習慣・生活習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成などに努めていく必要があります。

一方、海津市では、この間、城山中・養南中の廃止と城南中の設置、吉里、東江、大江、西江の各幼稚園の高須幼稚園の統合など、少子化動向にむけての取り組みにより新たな教育体制づくりを進めてきました。今後も、幼保再編・一体化にむけての取り組みなどにより、今まで以上に充実した教育を推進していくことが求められます。

#### 施策目標

各幼稚園、各学校がそれぞれの特徴を生かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う教育を推進します。

#### 主要施策

##### 1 就学前教育の充実

人間形成の基礎を培う大事な時期を担う就学前教育の充実を図ります。

| 通番 | 個別施策      | 取り組み内容                                                                               | 関係課         |
|----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 91 | 就学前教育の充実  | 新たな「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、その上位に位置する法・計画に基づき、基本的な生活習慣の獲得に最も力を注ぎながら、幼稚園等での個性あふれる教育を推進します。 | 学校教育課・児童福祉課 |
| 92 | 教員等の資質の向上 | 研修や交流などによる、幼稚園教諭・保育士の資質の向上を促                                                         | 学校教育課       |

|    |                  |                                                                                                                                                                                                                                              |                         |
|----|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
|    |                  | 進します。                                                                                                                                                                                                                                        |                         |
| 28 | 食育の推進<br>(再掲)    | 食育については、保健分野、保育園、幼稚園、小中学校のそれぞれにおいて、食生活改善推進員などの協力も得ながら、離乳期から学齢期まで、子どもの発達段階に応じたきめ細かな推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、「食の学習」に努めます。                                                                                              | 健康課・<br>児童福祉課・<br>学校教育課 |
| 93 | 施設・設備の整備         | 充実した就学前教育を提供するために、幼稚園や幼保一体化施設の施設・設備の整備・充実に努めます。                                                                                                                                                                                              | 教育総務課・<br>学校教育課         |
| 94 | 地域に開いた施設づくりの促進   | 保育・幼児教育の専門技術を生かし、地域の保護者の子育てに関する相談に応じるとともに、親の育児不安の解消や、乳幼児の生活習慣の獲得に向けた交流の場の提供など、地域に開かれた施設づくりを促進します。                                                                                                                                            | 学校教育課・<br>児童福祉課         |
| 29 | 幼保一体化の推進<br>(再掲) | 保育・教育の一体化をめざし、4・5歳児には8時30分から14時まで幼児教育を提供し、0～5歳児の共働き家庭の児童には保育サービスとして朝夕の延長保育を提供していきます。そのために、高須幼稚園・高須保育園の一体化、今尾保育園内での幼稚園(短時間保育部)の設置、石津幼稚園と南部保育園の一体化、海西保育園・西島保育園ならびに私立保育園での「新しい保育所保育指針」に基づく幼児教育を進めます。また、これらの推進状況をみながら、下多度幼稚園・城山幼稚園のあり方を検討していきます。 | 教育総務課・<br>児童福祉課         |
| 95 | ブックスタートの推進       | ボランティアの協力を得ながら、乳児健診時に絵本による情操教育を行うブックスタート事業を推進します。                                                                                                                                                                                            | 図書館                     |

## 2 学校教育の充実

豊かな心をもち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成をめざし、各学校がその特質を生かした教育を推進します。

| 通番  | 個別施策         | 取り組み内容                                                                                    | 関係課             |
|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 96  | 基礎学力の定着      | 少人数支援員や学級支援員を配置し、一人一人に応じた指導内容や指導方法の工夫改善に努めながら、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。                         | 学校教育課           |
| 97  | 情報教育の推進      | パソコンなど情報機器を操作する基礎能力を育成するとともに、あふれる情報を整理し、十分に活用できる人材の育成に努めます。                               | 学校教育課           |
| 98  | 国際理解教育の推進    | 世界を視野に入れ、国際貢献できる人材の育成をめざして、小中学校への英語活動インストラクターの配置や、地域の在住外国人との交流などにより、国際理解教育を推進します。         | 学校教育課           |
| 99  | キャリア教育の推進    | 一人一人の適性や多様な可能性を引き出し、主体的に生きるための能力や態度の育成をめざして、地域との連携を図りながら、キャリア教育を推進します。                    | 学校教育課           |
| 100 | 人権教育・福祉教育の推進 | 他人の痛みを理解し、あらゆる人権を尊重する心を持った児童の育成をめざして、人権教育を推進します。また、福祉協力校の指定を継続的に行之、児童・生徒の思いやりの心を育むよう努めます。 | 生涯学習課・<br>学校教育課 |

|     |                 |                                                                                                                                                                                 |                         |
|-----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 101 | 健康、体力の維持増進      | 子どもの健康、体力の増進のため、地域、家庭、医療機関等と連携し、診断・教育・相談等、学校保健を充実します。                                                                                                                           | 学校教育課                   |
| 102 | 不登校やいじめなどへの対応   | 地域、家庭、学校が連携しながら、スクールカウンセラーや心の相談員などによる相談事業により、不登校やいじめを受けた児童・生徒、親への適切な指導に努めます。また、不登校などの児童・生徒に対して、気軽に通級できる教室の設置や保健室登校などの柔軟な運営に努めるとともに、ボランティアによる支援を促進します。                           | 学校教育課                   |
| 103 | 教員の資質の向上        | 教員の資質の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。                                                                                                                                                     | 学校教育課                   |
| 28  | 食育の推進<br>(再掲)   | 食育については、保健分野、保育園、幼稚園、小中学校のそれぞれにおいて、食生活改善推進員などの協力も得ながら、離乳期から学齢期まで、子どもの発達段階に応じたきめ細かな推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、「食の学習」に努めます。                                 | 健康課・<br>児童福祉課・<br>学校教育課 |
| 104 | 開かれた学校づくりの推進    | 社会人講師制度や、地域の人とのふれあう機会を積極的に取り入れるなど、開かれた学校づくりに努めます。保護者・住民が学校運営に参画し、地域ぐるみで子どもの教育に当たることができるよう、「学校評議員会」「学校関係者評価委員会」等の意見を取り入れ充実を図ります。さらに、市内全学校を支援する組織として、市民参画のもと、「学校支援地域本部」を設置していきます。 | 学校教育課・<br>生涯学習課         |
| 105 | 安全な学校づくりの推進     | 安全な学校づくりのために、防犯設備等の充実を図るとともに、警察、PTA、ボランティアなどの協力を得ながら、通学時などの安全確保に努めます。                                                                                                           | 学校教育課                   |
| 106 | 教育施設・設備の充実と有効活用 | 高須小学校南舎の耐震補強工事など、老朽化した施設等の整備や、教育機器の整備・充実に努めるとともに、余裕教室の積極的な活用を図ります。                                                                                                              | 教育総務課・<br>学校教育課         |
| 107 | 学校施設の開放の拡大      | グラウンド、プール、体育館など、学校施設の開放を拡大し、地域の人々との交流を促進します。                                                                                                                                    | 学校教育課・<br>スポーツ課         |
| 108 | 中学校の適正配置        | 「海津市南濃町地内中学校適正配置等の基本方針」に基づき、中学校の適正配置を進めていきます。                                                                                                                                   | 教育総務課                   |

## 平成 18 年に教育基本法に加えられた「義務教育の目的」(第 5 条第 2 項)

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う

## 平成 19 年に学校教育法に加えられた「義務教育の目標」(第 21 条)

1. 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
2. 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
3. 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
4. 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
5. 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
6. 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
7. 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
8. 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
9. 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
10. 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

## 「生きる力」とは

- 1 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 2 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- 3 たくましく生きるための健康や体力

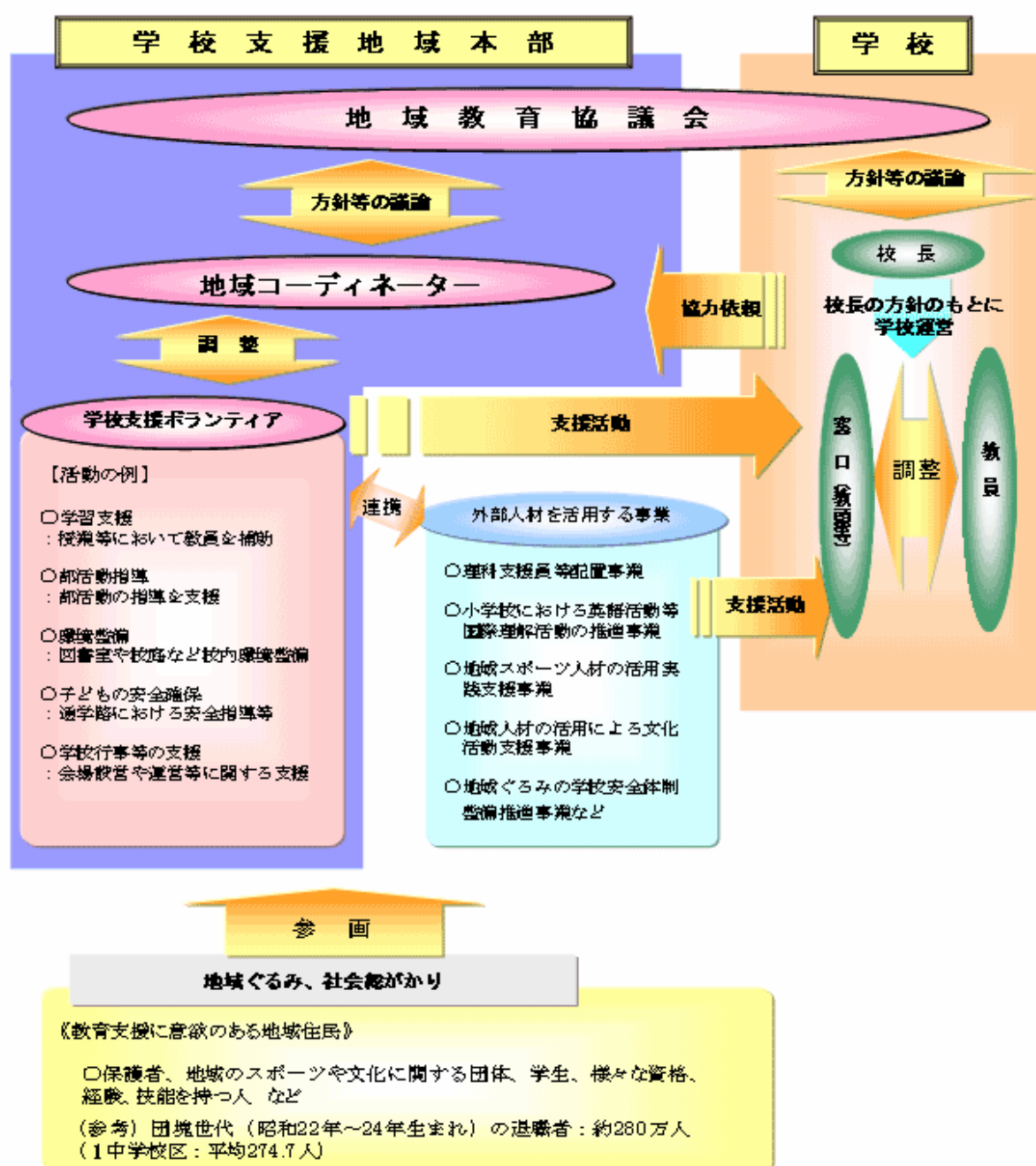
## 小中学校の新しい学習指導要領のポイント

- (ア) 言語活動の充実
- (イ) 理数教育の充実
- (ウ) 伝統や文化に関する教育の充実
- (エ) 道徳教育の充実
- (オ) 体験活動の充実
- (カ) 外国語教育の充実
- (キ) 新しい時代に対応した教育の充実

新しい幼稚園教育要領（平成 21 年 4 月 1 日）で示された、5 領域の教育目標

|      |                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------|
| 健康   | 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。                                         |
| 人間関係 | 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。                                |
| 環境   | 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。                        |
| 言葉   | 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 |
| 表現   | 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。                   |

### 学校支援地域本部のイメージ



※上記は標準的な例であり、地域の実情に応じ実施内容等は異なる。

頁科：又部科子自

## 2 生涯学習の推進

### 現状と課題

改正教育基本法（平成 18 年）では、「生涯学習の理念」が明記されるとともに、「家庭教育」が幼児・学校教育に先んじるものとして位置づけられました。平成 20 年の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」や、「教育振興基本計画」も、これらの方向に沿いながら、社会全体で子どもを育てるために、家庭や地域の教育力を高めることが改めて強調されています。

海津市においても、こうした動向を受け、既存の教育委員会生涯学習・生涯スポーツ講座の充実や、各保育園、幼稚園、学校での体験学習、地域との連携に一層取り組むとともに、平成 19 年度からは「海津市家庭教育推進協議会」を設置し、地域ぐるみで「にこにこ子育て支援事業」の多様なメニューを展開し、家庭や地域の教育力向上に努めています。

今後も、家庭教育についての啓発に努めるとともに、地域住民の協力のもと、多様な体験活動、文化・スポーツ活動を展開していくことが求められます。

### 施策目標

明日の海津市を築く豊かな心の育成をめざし、地域の自然や人々といった資源を活かしながら、子どもたちの多様な生涯学習機会の創出に努めます。

### 主要施策

#### 1 社会体験の促進

保育園、幼稚園、学校などでは、地域の協力を得ながら、各施設の特色を生かした多様な体験機会の充実を図ります。

| 通番  | 個別施策              | 取り組み内容                                                           | 関係課               |
|-----|-------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 109 | 体験教育・体験保育の積極的な導入  | 各保育・教育施設では、自然体験、生活体験、社会体験の学習機会の積極的な導入に努めます。                      | 児童福祉課・学校教育課       |
| 110 | 環境学習活動の促進         | 自然と親しむ活動を通じて、環境への理解を深め、環境を守ろうとする心と態度の育成に努めます。                    | 学校教育課・環境衛生課・農林振興課 |
| 111 | 福祉体験活動の促進         | 社会福祉協議会やボランティア団体、福祉施設などの協力を得ながら、お互いに助け合うことの大切さを学ぶ福祉体験機会の充実を図ります。 | 学校教育課             |
| 112 | 生活体験活動の促進         | 家庭でのお手伝いや、就業体験、料理体験など、年齢に応じた生活体験活動の促進を図ります。                      | 生涯学習課・学校教育課       |
| 113 | 生涯学習活動への子どもの参加の促進 | 生涯学習分野での子どもや親子を対象とした体験講座・イベントの質的な充実を図ります。                        | 生涯学習課             |

## 2 地域活動・文化活動の促進

子ども会をはじめ各種地域活動を通じて、子ども同士の連帯感を養成するとともに、地域住民としての意識づくりを促進します。また、文化や芸術に子どもたちが親しめる環境づくりを進めます。

| 通番  | 個別施策          | 取り組み内容                                                               | 関係課         |
|-----|---------------|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 114 | 子ども会活動の活性化    | リーダーの育成や活動の充実などにより、子ども会活動の活性化を図り、同年齢・異年齢の子どもとの交流を促進します。              | 生涯学習課       |
| 115 | 多様な地域活動の促進    | 各地域に古来から伝わる伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動など、子どもたちの積極的な地域活動への参加を促進します。 | 生涯学習課       |
| 116 | 多様な文化・芸術活動の促進 | 学校のクラブ活動や課外活動、各地域の生涯学習活動などを通じて取り組まれてきた子どもたちの文化・芸術活動を引き続き促進していきます。    | 生涯学習課・学校教育課 |

## 3 スポーツ活動の促進

スポーツ少年団活動を中心に、子どものスポーツへの参加を促進し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。

| 通番  | 個別施策            | 取り組み内容                                                                                                                             | 関係課   |
|-----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 117 | スポーツ少年団活動の活性化   | スポーツを通じて豊かな心と健康でたくましい体を育むことを目的として、スポーツ少年団の活動を促進します。そのために、指導者の養成と資質の向上を図ります。                                                        | スポーツ課 |
| 118 | 競技スポーツの振興       | 子どもが参加できる競技スポーツの拡大や、プロスポーツ選手、トップアスリート等を招いたスポーツ教室の開催等を通じて、子どもたちがスポーツにあこがれを持ち、意欲的に取り組む機会の充実に努めます。                                    | スポーツ課 |
| 119 | スポーツ教室の充実       | 水泳やバドミントンなど、スポーツ教室の充実と多様化を図り、スポーツ体験の幅を広げます。                                                                                        | スポーツ課 |
| 120 | 総合型地域スポーツクラブの育成 | 子どもから高齢者まで多様な年代の市民が、初心者から上級者まで、いろいろなメニューを選んでともに楽しめる自主的なスポーツクラブである「総合型地域スポーツクラブ」については、「スマイルクラブこん平田」の育成を図るとともに、海津・南濃地域での新設を促進していきます。 | スポーツ課 |

### 3 子どもの権利・意見の尊重

#### 現状と課題

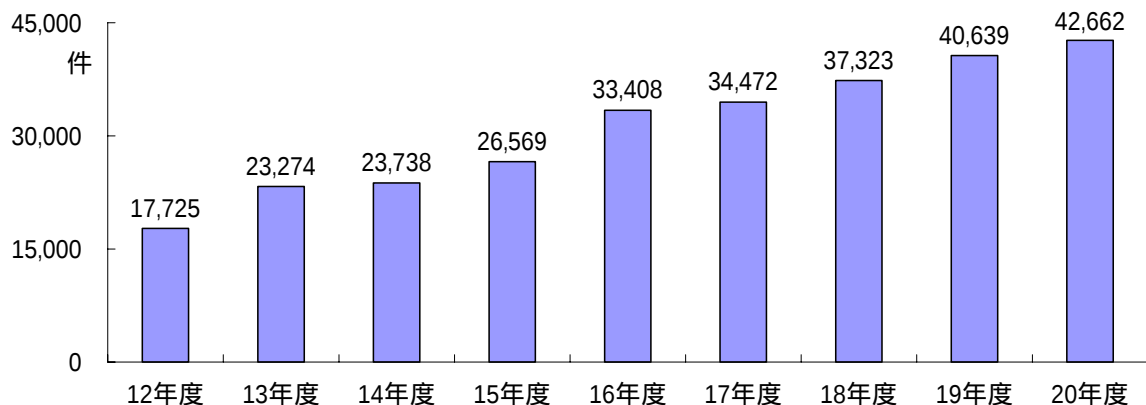
子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を国際的に保障、促進する「児童の権利に関する条約」が1989年、国連総会で採択され、わが国では1994年に批准しています。海津市でもこの条約の周知を図り、子どもを尊重したまちづくりを進める必要があります。

しかし、児童虐待相談対応件数は、依然、急増を続けています。児童虐待は、身体的な影響に加え、心的外傷（トラウマ）などの精神的な影響をもたらし、将来の人格形成に大きな影響を及ぼします。

海津市においても、平成18年度に設置した要保護児童対策地域協議会・同ケース検討会議を中心に、虐待の早期発見・対応に努めるとともに、地域子育て支援活動の展開により、虐待の未然防止を図ることが求められます。

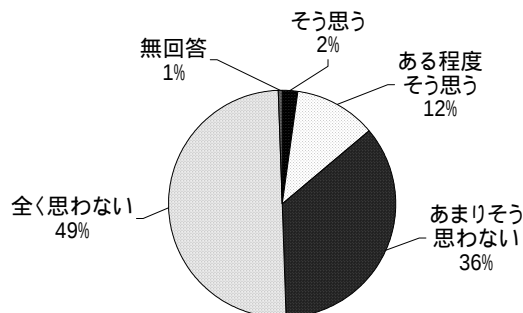
また、子どもを尊重したまちづくりのためには、子どもの意見を市政に積極的に反映させることが大切です。それが、子どもたちがまちについて考える機会を与え、将来のまちを担う人材育成にもつながると考えられます。

【参考】全国の児童虐待相談対応件数



資料：厚生労働省

「子どもを虐待している、虐待していたと思ったことがある」保護者の割合（海津市）



資料：「海津市児童育成・子育て支援に関するアンケート調査（保護者用）」  
（平成21年2月実施）（回答者数＝1,814人）

## 施策目標

子どもの人権や意見を最大限大切にしまちづくりを進めます。

## 主要施策

### 1 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり

子どもの人権について、多様な啓発活動を推進するとともに、子どもも市民の一人として、主体的に社会参画できるよう、まちづくりに子どもの意見を反映する仕組みづくりに努めます。

| 通番  | 個別施策              | 取り組み内容                                                                                       | 関係課         |
|-----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 121 | 広報・啓発の推進          | 「児童の権利に関する条約」に基づいた、子どもの人権が尊重されるまちづくりをめざして、あらゆる媒体・機会をとらえ広報啓発を図ります。また、児童の権利に関する条例制定を検討します。     | 児童福祉課       |
| 122 | 健全育成環境の維持         | 学校、家庭、地域の連携を強め、図書・インターネット環境や健全な娯楽施設等、社会環境の浄化に努めます。                                           | 生涯学習課       |
| 123 | 権利擁護活動の促進         | 子どもの人権を守るための活動を促進します。                                                                        | 市民課         |
| 124 | まちづくりへの子どもの意見の反映  | 地域活動やまちづくり活動において、大人が子どもの意見を聞く機会づくりに努めるとともに、企画・準備の段階から子ども主体の取り組みとなるような仕組みづくりに努めます。            | 企画政策課・生涯学習課 |
| 87  | 里親制度の普及促進<br>(再掲) | 子ども相談センターや乳児院・児童養護施設などと連携しながら、児童の適切な保護と健全育成に寄与する里親制度の普及を促進します。また、市社会福祉協議会による一日里親事業の充実を促進します。 | 児童福祉課       |

### 2 児童虐待の防止と早期対応

児童虐待の防止のため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、早期発見・早期対応の体制づくりを促進します。

| 通番  | 個別施策         | 取り組み内容                                                                                                         | 関係課                   |
|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 125 | 親の心の健康づくりの促進 | 子育ての悩みに関する親同士の相談や交流などの場を積極的に提供するとともに、利用を促進し、虐待の未然防止につなげます。また、精神科医の協力を得たこころの相談などにより、親の心の健康(メンタルヘルス)の維持・増進を図ります。 | 児童福祉課・健康課・生涯学習課       |
| 126 | 見守りネットワークの充実 | 要保護児童対策地域協議会、同ケース検討会議を適宜開催し、子ども相談センター、福祉、保健、教育の各機関・施設、民生・児童委員などが連携しながら、児童虐待防止と適切な対応に努めます。                      | 児童福祉課                 |
| 127 | 虐待通告義務の周知    | 虐待発見者の通告義務について、保育園、幼稚園、学校等の児童施設を含め、広く市民に周知し、虐待の早期発見に努めます。                                                      | 児童福祉課・健康課・学校教育課・福祉総務課 |
| 128 | 児童の適正な保護の促進  | 要保護児童を早期に発見し、警察や子ども相談センターと連携した一時保護、乳児院・児童養護施設等への入所、里親による保護など適切な対応に努めます。                                        | 児童福祉課                 |

## 6 - 5 子どものびのび育つまち

### 1 子どもにやさしい生活環境の整備

#### 現状と課題

子どもは災害や犯罪、交通事故の被害者になりやすく、小さな子どもを連れた親は街に出ると、歩道のない道路やベビーチェアのないトイレなど、様々な障がいに出会います。

また、日々の暮らしの基本となる住まいは、子どもが生活しやすく、子育てがしやすい環境であることが求められます。

このような様々な生活環境に配慮された、子どもにやさしいまちづくりを進めることが求められます。

#### 施策目標

子育てバリアフリーのまち、防災や防犯、交通安全などの面で安心して子育てできるまちをめざします。

#### 主要施策

##### 1 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てにやさしい住宅の普及を促進するとともに、子どもや妊産婦、親子連れが安心してまちに出て、社会参加できるまちづくりを進めます。

| 通番  | 個別施策             | 取り組み内容                                                                                                                                   | 関係課         |
|-----|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 129 | 子育て支援設備の整備       | 親子連れでも安心して利用できるよう、公共公益建物等において、ベビーカーで利用できるスロープ、エレベーター等の整備や、トイレ内へのベビーチェア・ベビーベッド等の設置を促進します。また、講座やイベント等に利用される公共建物には託児・授乳・おむつかえスペースの整備を推進します。 | 全課          |
| 130 | 公共交通機関の充実        | 子どもの通学や親子連れでの外出などの交通手段として、養老鉄道や海津市コミュニティバスの維持・確保、利便性の向上に努めます。また、大垣と海津地域を結ぶバスの維持・確保に努めます。                                                 | 総務課         |
| 131 | 良質な住宅・住環境づくりの促進  | 子育て家庭が安心して暮らせるよう、子育てに配慮した民間住宅の建設誘導や住環境の改善に努めます。                                                                                          | 都市計画課       |
| 132 | 子育てバリアフリー点検の実施促進 | 子どもにやさしいまちづくりの啓発にむけて、ボランティアによる子育てバリアフリー点検や子育てマップの作成を促進します。                                                                               | 児童福祉課・福祉総務課 |

## 2 安全・安心の確保

子どもや子育てに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策、さらには配偶者等暴力の被害者対策を推進します。

| 通番  | 個別施策                       | 取り組み内容                                                                                                | 関係課                      |
|-----|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 133 | 交通安全対策の推進                  | チャイルドシートの日常的な定着化を促進し、ドライブ中の乳幼児の死傷事故の防止を図ることを目的としたチャイルドシート購入補助金制度を周知していきます。                            | 総務課                      |
| 134 | 交通安全施設等の整備                 | 子どもの交通事故防止に向け、交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通園路等を中心に、交通安全看板など、各種交通安全施設等の整備・拡充を図ります。                          | 総務課・<br>学校教育課            |
| 135 | 交通安全意識の高揚                  | 子どもへの交通安全教育の充実を図ります。また、子どもの事故被害の危険性を積極的に広報します。                                                        | 総務課・<br>学校教育課            |
| 136 | 子どもに配慮した防災対策の推進            | 保育園・幼稚園・学校などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。                                   | 消防本部・<br>児童福祉課・<br>学校教育課 |
| 137 | 子どもに配慮した防犯体制の強化            | 子どもの犯罪被害防止に向け、防犯灯の充実や地域での見守りの啓発など、防犯体制の強化を図ります。特に、子ども110番の家について、協力家庭・事業所の拡大を図るとともに、制度の趣旨を市民に周知していきます。 | 総務課・<br>学校教育課            |
| 9   | 配偶者等による暴力の被害者対策の推進<br>(再掲) | 配偶者等による暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)の被害者対策については、県や関係機関と連携しながら、市の福祉事務所で相談などに努めます。                               | 児童福祉課                    |

## 2 一生懸命遊べる場の確保

### 現状と課題

海津市には、養老山系の里山や、田畑、木曽三川や大小無数の小川など、身近な自然が比較的多く残っています。また、休日などに家族でゆっくり過ごせる公園として、国営木曽三川公園や平田公園、平田リバーサイドプラザ、羽根谷だんだん公園、月見の森などがあり、海津市民プールや体育館など、スポーツ施設も各地域に整備されています。

しかし、「乳幼児の遊び場」には、依然、強い市民ニーズが寄せられています。

テレビ・ゲームなど室内遊びの隆盛、塾・習い事時間の拡大などにより、子どもたちが地域で遊ぶ時間が減少しています。遊びや地域での活動を通じて得た体験は、人生のかけがえのない財産であり、子どもの人格形成に大変重要なものです。安全で魅力的な遊び場を一層多く確保し、「一生懸命」みんなで遊ぶ機会の拡大を図ることが求められます。

### 施策目標

子ども同士や親子連れで、「一生懸命」遊べる遊び場の確保を図ります。

### 主要施策

#### 1 屋外活動の場の充実

自然環境を生かしながら、子どもたちが思いっきり駆け回ったり、スポーツを楽しめる、遊び場・活動の場を充実します。

| 通番  | 個別施策                  | 取り組み内容                                                              | 関係課               |
|-----|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 138 | 広域的な活動の場の充実           | 子どもたちが自然にふれながら一日ゆっくり遊べる場として、市民ニーズを尊重しながら、広域的な遊び場・活動の場の充実を図ります。      | 都市計画課             |
| 139 | 身近な活動の場の充実            | 子どもたちに身近な公園やポケットパークなどの整備と適正な維持管理に努めます。また、校庭や園庭の遊び場としての活用を図ります。      | 都市計画課・児童福祉課・学校教育課 |
| 140 | 自然環境の保全・活用            | 野山や水辺が子どもたちのかけがえのない遊び場となるよう、みどりの少年団活動などを通じて、自然環境の保全と、ビオトープの創造に努めます。 | 環境衛生課・農林振興課       |
| 141 | 屋外スポーツ施設の充実           | グラウンド、テニスコートなど、各屋外スポーツ施設の充実を図ります。                                   | スポーツ課             |
| 142 | ハイキング・サイクリングネットワークの構築 | 道路の整備・改良やわかりやすい誘導案内板の設置などにより、親子で休日にハイキングやサイクリングが楽しめる環境づくりを進めます。     | 建設課               |

## 2 屋内活動の場の充実

子どもの屋内活動の拠点として、また、季節や天候に関係なく思いっきり遊べる場として、既存の図書館や体育館などの充実に努めます。

| 通番  | 個別施策          | 取り組み内容                                                                 | 関係課         |
|-----|---------------|------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 143 | 地域での屋内遊びの場の拡充 | 子ども同士や親子連れで気軽に来て遊べる地域の屋内遊びの場の拡充を図ります。既存の公共施設を活用し、児童館的施設の設置を検討します。      | 児童福祉課・教育総務課 |
| 144 | 図書館機能の充実      | 子ども向け蔵書等の充実や、施設・設備の定期的な更新と情報ネットワーク化、読み聞かせボランティアの活性化などにより、図書館の充実に努めます。  | 図書館         |
| 145 | 地域の歴史・文化の活用   | 歴史民俗資料館やさぼう遊学館の充実、羽沢貝塚の公園化などにより、子どもたちが郷土の歴史や文化にふれ、体験しながら学べる環境の充実に努めます。 | 歴史民俗資料館・建設課 |
| 146 | 屋内スポーツ施設の充実   | 体育館、温水プール、武道館など、屋内スポーツ施設の充実に努めます。                                      | スポーツ課       |

## 第7章 数値目標の設定

### 7 - 1 保育サービスの数値目標

#### 1 実施箇所数の目標

|                            | 20 年度実績                 | 前期計画 21 年度目標 | 26 年度目標                  | 29 年度目標                  |
|----------------------------|-------------------------|--------------|--------------------------|--------------------------|
| 長時間保育(18時まで)               | 12 力所                   | 12 力所        | 12 力所                    | 12 力所                    |
| 延長保育(19時まで)                | 12 力所                   | 12 力所        | 12 力所                    | 12 力所                    |
| 夜間保育(22時まで)                | 0 力所                    | 0 力所         | 0 力所                     | 0 力所                     |
| トワイライト                     | 0 力所                    | 0 力所         | 0 力所                     | 0 力所                     |
| 休日保育                       | 0 力所                    | 0 力所         | 1 力所                     | 1 力所                     |
| 病児病後児保育                    | 0 力所                    | 1 力所         | 1 力所                     | 1 力所                     |
| 留守家庭児童教室                   | 10 力所                   | 8 力所         | 10 力所                    | 10 力所                    |
| 一時預かり                      | 12 力所                   | 12 力所        | 12 力所                    | 12 力所                    |
| 地域子育て支援拠点事業<br>(子育て支援センター) | 10 力所<br>(うちひろば型 10 力所) | 5 力所         | 10 力所(ひろば型<br>9・センター型 1) | 10 力所(ひろば型<br>9・センター型 1) |
| ファミリーサポートセンター              | 0 力所                    | 1 力所         | 1 力所                     | 1 力所                     |
| ショートステイ                    | 1 力所(大野町)               | 1 力所(大野町)    | 1 力所(大野町)                | 1 力所(大野町)                |

#### 2 1 日平均利用人数の目標

|                | 20 年度実績 | 前期計画 21 年度目標 | 26 年度目標 | 29 年度目標 |
|----------------|---------|--------------|---------|---------|
| 認可保育所 0 ～ 2 歳  | 232 人   | -            | 200 人   | 178 人   |
| 認可保育所 3 歳以上    | 692 人   | -            | 579 人   | 533 人   |
| 認可保育所合計        | 924 人   | 最大 967 人     | 779 人   | 711 人   |
| 認可外保育所 0 ～ 2 歳 | 8 人     | -            | 8 人     | 8 人     |
| 認可外保育所 3 歳以上   | 2 人     | -            | 2 人     | 2 人     |
| 認可外保育所合計       | 10 人    | -            | 10 人    | 10 人    |
| 幼稚園(幼児園)       | 257 人   | -            | 270 人   | 300 人   |
| 長時間保育          | 924 人   | 最大 967 人     | 779 人   | 711 人   |
| 延長保育           | 82 人    | 最大 94 人      | 95 人    | 106 人   |
| 夜間保育           | 0 人     | 0 人          | 0 人     | 0 人     |
| トワイライト         | 0 人     | 0 人          | 0 人     | 0 人     |
| 休日保育           | 0 人     | 0 人          | 40 人    | 75 人    |
| 放課後児童クラブ(小1～3) | 309 人   | 278 人        | 263 人   | 241 人   |

#### 3 年間延利用日数の目標

|         | 20 年度実績        | 前期計画 21 年度目標 | 26 年度目標    | 29 年度目標    |
|---------|----------------|--------------|------------|------------|
| 病児病後児保育 | 約 50 人日(7ヶ月)/年 | 1,825 人日/年   | 660 人日/年   | 660 人日/年   |
| 一時預かり   | 1,026 人/年      | 3,650 人日/年   | 3,000 人日/年 | 3,000 人日/年 |

## 7 - 2 その他の数値目標

| 基本施策             | 施策番号    | 数値目標の項目                  | 実績               | 26 年度目標          |
|------------------|---------|--------------------------|------------------|------------------|
| 男女共同参画の促進        | 6-1-1-1 | 「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合      | 40.2%（17 年度）     | 総合開発計画後期実施計画にて提示 |
|                  | 6-1-1-2 | 審議会・委員会等への女性登用率          | 25.7%(21 年 4 月)  | 総合開発計画後期実施計画にて提示 |
| 地域子育て力の向上        | 6-1-2-2 | 子育てマイスターセミナー受講修了者数       | 8 人（20 年度）       | 10 人             |
|                  | 6-1-2-2 | 子育てサポートリーダー養成講座受講者数      | 74 人（20 年度までの累積） | 175 人            |
| 仕事と生活の調和の推進      | 6-2-3-1 | 母の育児休業取得率                | 52%（20 年度）       | 70%              |
|                  | 6-2-3-1 | 父の育児休業取得率                | 0%（20 年度）        | 10%              |
|                  | 6-2-3-1 | 第 1 子出産前後の女性の継続就業率       | 38%（20 年度）       | 50%              |
|                  | 6-2-3-1 | 週労働時間 60 時間以上就労の父の割合     | 30%（20 年度）       | 20%              |
|                  | 6-2-3-1 | 週労働時間 60 時間以上就労の母の割合     | 3%（20 年度）        | 1%               |
| 情報提供・相談の充実と交流の促進 | 6-3-1-1 | 「子育て応援ガイド」累積発行部数         | 1,500 冊          | 5,000 冊          |
| 健康づくりの促進         | 6-3-2-1 | 家庭訪問件数                   | 109 件（20 年度）     | 120 件            |
|                  | 6-3-2-1 | ベビママ教室参加率                | 63.4%（20 年度）     | 75%              |
|                  | 6-3-2-1 | 2 歳児教室参加率                | 50.6%（20 年度）     | 60%              |
|                  | 6-3-2-1 | 3 歳児健診受診率                | 88.0%（20 年度）     | 95%              |
|                  | 6-3-2-1 | 3 歳児う歯保有率                | 21.0%（20 年度）     | 0%               |
| 障がい児への支援の充実      | 6-3-3-1 | 市内の就学前療育関係職員数            | 6 人（20 年度）       | 6 人              |
|                  | 6-3-3-2 | 特別支援教育アシスタント数            | 14 人（20 年度）      | 15 人             |
| ひとり親家庭への支援の強化    | 6-3-4-1 | 高等技能訓練促進費支給の累積利用者数       | 1 人（20 年度までの累積）  | 5 人              |
| 生きる力を育てる教育の推進    | 6-4-1   | 市内幼稚園・小中学校の学校支援ボランティアの人数 | 900 人（20 年度）     | 1,200 人          |

|                 |         |                           |                      |           |
|-----------------|---------|---------------------------|----------------------|-----------|
| 生涯学習の推進         | 6-4-2-1 | キャリア教育の受け入れ実施施設数          | 101 カ所               | 120 カ所    |
|                 | 6-4-2-3 | 総合型地域スポーツクラブ登録人数          | 200 人（21 年度）         | 500 人     |
| 子どもの権利・意見の尊重    | 6-4-3-2 | 要保護児童対策協議会・ケース検討会議の累積開催回数 | 13 回（18 年度～21 年度上半期） | 40 回      |
| 子どもにやさしい生活環境の整備 | 6-5-1-1 | 子育てバリアフリーマップの累積発行部数       | 1,000 部（21 年 2 月時点）  | 3,000 部   |
|                 | 6-5-1-1 | コミュニティバスの年間利用客数           | 115,063 人（20 年度）     | 120,000 人 |
|                 | 6-5-1-2 | 自主防災組織のカバー率               | 34.5%（20 年度）         | 70%       |
| 一生懸命遊べる場の確保     | 6-5-2-1 | 公園・緑地・広場への市民の満足度          | 25%（17 年度）           | 30%       |

## 第8章 実現に向けて

本計画の実現に向けて、家庭、地域、事業所、行政、関係機関等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図りながら、海津市の将来を担う子どもたちが健やかに成長し、子どもをもちたい人が安心して子どもを生み楽しく育てることができるよう、子育て支援の取り組みを社会全体で進めていきます。

### 8 - 1 計画の実現に向けた役割

#### 1 家庭の役割

子どもにとって家庭は、憩いや安らぎを得ることができる、生活や人生の基本となる場であり、その安定に努めます。また、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力などのしつけについても、家庭の最も重要な役割のひとつであることを再認識し、その役割を果たすよう努めます。

更に、男女が共同して育児や家事を行うとともに、子どもも家族の一員としてその役割を果たすなど、互いに助け合えるなどの家庭機能の充実に努めます。

#### 2 地域の役割

子どもは生活の中で多くの人や物に触れ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。地域は、子どもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっても身近で重要な子育ての場です。

あいさつや声かけ、子ども会や自治会の活動など、できることを通じて、子どもも大人もみな積極的に地域に関わり、地域社会の子育て機能の強化に努めます。

#### 3 事業所の役割

市内の事業所は、具体的な目標を定めた「一般事業主行動計画」を策定し、育児休業制度の定着、就労時間の短縮、妊産婦の健康管理の充実などに努め、「働き方の見直し」の視点を尊重しながら、子育て家庭に配慮した就労環境づくりの一端を担います。また、地域の一員として、子どもの健全育成や子育て支援の取り組みに対して、積極的に協力していきます。

#### 4 行政等の役割

「特定事業主行動計画」に基づき、率先した取り組みを進めていきます。

海津市次世代育成支援後期行動計画については、その策定主体として、計画内容を広く市民に周知・啓発するとともに、庁内の関連各課をはじめ、国・県、地域、事業所、家庭などと連携・協力しながら各種施策を計画的に推進していきます。また、国・県に対して、次世代育成に関わる補助制度などの一層の充実に要望していきます。

## 8 - 2 計画の推進体制

### 1 庁内推進体制の確立

当計画は、福祉、教育、雇用、生活環境など、幅広い分野に関わりがあり、計画を総合的、横断的に進めるため、関連各課の綿密な連絡調整に努めます。また、計画の進捗状況を毎年定期的に点検し、その結果を広報等で市民に公表・周知していきます。

### 2 住民参画の促進

当計画の実現に向けて、各施策の企画・推進にあたり、住民参画を促進するとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子育てや子どもに携わる市民各層の代表で構成する協議会を定期的を開催し、計画の進捗状況を報告するとともに、会議における意見・提言を尊重した施策・事業の推進・見直しを図ります。